

一般社団法人 埼玉県経営者協会会報

# 埼経協ニュース



10・11

'19 月号



第9回

## 科学の甲子園 埼玉県大会

科学好きの高校生が集う全国規模の競技会『第9回科学の甲子園』の予選となる埼玉県大会が11月2日(土)に県立総合教育センター(行田市)で開催されました。本年度も県大会から全国大会までご支援いただき協働パートナー企業を募集し、会員企業9社にご協賛いただきました。

### 開 会 式



開会式の様子

### 筆記競技



問題に取り組む生徒

### 実技競技



はやぶさ2のミッションになぞらえたシミュレーション競技(ターゲットマーカーと探査機を別々に投下)

### 【埼玉県大会競技日程】

令和元年11月2日(土)

開 会 式	10:00~10:30
筆記競技	10:40~11:40
実技競技	12:50~14:50
特別講演	15:00~16:10
表彰式・閉会式	16:20~16:50



チームで相談しながら解答を導いている



探査機を、先に投下したターゲットマーカーにより近く投下させる

### 特 別 講 演

演題「史上初、ブラックホールの撮影に成功  
~地球サイズの電波望遠鏡で、銀河の中心に潜むブラックホールに迫る」



【講師】 国立天文台水沢 VLBI 観測所 助教  
総合研究大学院大学 物理科学研究科 天文科学専攻  
兼任 秦 和弘 氏

### 表彰式後の記念写真



科学の甲子園 埼玉県大会

競技に参加した生徒の皆さん全員との記念撮影

# 大会成績

## 総合の部



優勝 埼玉県教育委員会賞  
浦和高等学校 A チーム  
(左: 渡邊県立学校部長)



準優勝 株式会社タムロン賞  
開智高等学校 A チーム  
(左: 管理本部本部長 加藤氏)



第3位 株式会社昭和技研工業賞  
栄東高等学校 A チーム  
(左: 代表取締役 岩井氏)

## 筆記の部



第1位 株式会社埼玉りそな銀行賞  
浦和高等学校 A チーム  
(左: 地域ビジネス部長 忍田氏)



第2位 ポーライト株式会社賞  
栄東高等学校 A チーム  
(左: 代表取締役社長 青木氏)



第3位 AGS 株式会社賞  
開智高等学校 A チーム  
(左: 代表取締役会長 石井氏)

## 実技の部



第1位 株式会社武蔵野銀行賞  
浦和高等学校 C チーム  
(左: 地域サポート部長 新井氏)



第2位 トキタ種苗株式会社賞  
開智高等学校 A チーム  
(左: 代表取締役会長 時田氏)



第3位 株式会社ハーベス賞  
鴻巣高等学校 B チーム  
(左: 取締役研究開発部長 竹村氏)

## 特別賞



専門高校第1位  
一般社団法人埼玉県経営者協会賞  
川越工業高等学校 A チーム  
(左: 石井会長)

### 出場チーム: 22校44チーム (1チーム6人編成)

浦和高校、浦和第一女子高校、大宮高校、大宮北高校、大宮工業高校、  
開智高校、春日部高校、川口市立高校、川口工業高校、川越高校、  
川越工業高校、川越女子高校、熊谷高校、熊谷女子高校、鴻巣高校、  
越谷北高校、栄東高校、秩父高校、所沢北高校、不動岡高校、  
細田学園高校、松山高校 (学校名は五十音順)

大会当日は成績上位校に対し表彰状とクリスタルオーナメントを授与していただきました。



※科学の甲子園の協働パートナーとして、本大会にご協力いただいた企業の皆様、誠にありがとうございました。

# 令和元年度第一回CSR委員会

## 「発達障害者雇用に向けた企業支援セミナー」を開催

九月九日(月)の令和元年度第一回CSR委員会は、埼玉労働局、埼玉県、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」と本会との共催で開催しました。今回で八回目となる本セミナーは、発達障害者の雇用を考え、そして雇用の促進を図ることを目的として、大宮ソニックスシティ四階市民ホールにて開催し、六一名の方にご参加いただきました。

当日は、「発達障害者の特性と雇用支援」をテーマに、埼玉障害



行政説明を行う吉澤久雄氏



講演をする佐藤優子氏



事例発表を行う神谷康太氏



ジョブセンター川口の郡紘弥氏



事例発表を行う田嶋良亮氏



ジョブセンター川越の坂田幸太郎氏

リアル雇用制度について説明いただきました。

最後に、「埼玉県の発達障害者就労支援の取組と発達障害者を雇用する企業からのメッセージ」として、企業の就労支援の事例や現在企業に勤務している方から発表していただきました。

発表では、企業側の採用時の工夫や課題、採用後の職場環境や待遇について説明がありました。またジョブセンターの関わりや、実際に勤務されている方の感想も聞くことができ、発達障害者の就労についてより理解を深める内容となりました。

### 〈発表者〉

- 埼玉県発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）川口の取組
- コミュニティワン株式会社経営統括部人事部長 神谷康太氏、ジョブセンター川口（パソルチャレンジ株式会社）センター長・郡紘弥氏
- 埼玉県発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）川越の取組
- アイジャパン株式会社人材開発部部长・千葉崇文氏、営業企画部運営企画課課長・佐藤直樹氏、コミュニティシヨンデザイン課・田嶋良亮氏
- ジョブセンター川越（ウエルビー株式会社）スーパーバイザー！井田正彦氏、サービス管理責任者・坂田幸太郎氏

### 目次

第9回科学の甲子園埼玉県大会	一
第一回CSR委員会	三
二〇一九地域フォーラム	三
中小企業向け事業継続セミナー	四
第三回特別セミナー	五
最低賃金改正大宮駅前早朝キヤンペーン	五
埼玉大学研究者との出会いの広場	六
ものづくり大学へようこそ	七
埼玉大学学生フォーミュラ	八
衛生管理者受験対策講座	八
共同募金に係る街頭募金奉仕活動	八
新入社員フォローアップ研修	九
ワンポイント労働法	九
青年経営者部会九月例会	十
埼玉県の最低賃金の改定	十
埼玉県からのお知らせ	十一
事業だより、告知版	十二

## 二〇一九地域フォーラム

### 「公労使で取り組む『働き方改革』で地域の活性化を目指そう！」をテーマに開催

八月二十九日(木)一三時三〇分より、日本労働組合総連合会埼玉県連合会(連合埼玉)、埼玉県、埼玉労働局と本会との共催で、大宮ソニックスシティ四階市民ホールにて、二〇一九地域フォーラムが「公労使で取り組む『働き方改革』で地域の活性化を目指そう！」をテーマに開催され、八五名が参加しました。地域フォーラムの開催は本年度で四回目になります。

はじめに、近藤嘉連合埼玉会長の主催者代表挨拶で始まり、続いて、東京大学大学院教授の柳川範之氏を講師としてお迎えし、基調講演「人口減社会に対応した働き



基調講演を行う柳川範之氏



事例報告を行う伊集院桃子氏

方改革の本質を考えると」と題して講演いただきました。

その後、事例報告として、ブリヂストンBRM株式会社環境・品質・製造技術部生産課の伊集院桃子氏より企業における働き方改革への取り組みについて、沖電気工業労働組合支部執行委員長の森洋介氏からは労働組合における働き方改革への取り組みについて、それぞれご報告いただきました。また、埼玉労働局雇用環境・均等室長の手塚和子氏より埼玉県公労使会議の取り組みを紹介していただきました。

最後に、本会石井進会長の閉会の挨拶を以って本年度のフォーラムは幕を閉じました。



事例報告を行う森洋介氏



埼玉県公労使会議の取り組みを紹介する手塚和子氏

### ◇基調講演の概要

・人口減社会における人手不足の中、有能な人材を引き付ける力

## 中小企業向け事業継続セミナーを開催

本年七月に中小企業強靱化法が施行され、従来からある「事業継続計画」よりも取り組みやすい「事業継続力強化計画」の認定制度が開始されました。当該計画を経済産業大臣が認定することで、税制優遇、補助金の加算の措置が受けられます。

そのような制度改正も踏まえ、

中小企業における事業継続力強化を図ることを目的に、九月二四日(火)に埼玉BCM訓練センターにて、



講演をする伊藤毅氏

中小企業向け事業継続セミナーを開催し、三二名の方にご参加いただきました。当日は、特定非営利活動法人事

を企業が持つために、働きやすい環境の整備は労使双方にメリットがある。  
・AIの発展により、時間・空間に縛られない働き方が可能となった。働き方を多様化することで、高齢者雇用や育児・介護の人も仕事の幅が広がり、人口減社会対策となる。  
・多様な働き方を阻むのが従来の雇用制度・雇用環境である。労使双方が雇用慣行を柔軟に変化させていくことが必要である。  
・働き方改革は、組織再編成、配置転換、雇用制度の変更を伴うことも多く、働く側は不安を感じる。企業側は、変化に不安を抱く働く側に心理的納得感を与えることが不可欠である。

# 全国ネットの人材情報で、出向・移籍等の支援！

お気軽にご相談ください

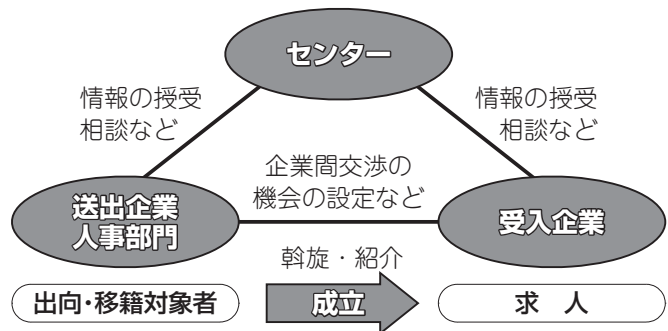
企業間の人材マッチングをサポートしています。

### 信頼と安心

経済・産業団体と厚生労働省の協力で設立された公益法人です。

### 無料

情報の提供、相談、あっせんの費用はかかりません。



●お問い合わせ

埼玉 事務所 048-642-1121 (土・日・祝日休) <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

出向・移籍の 専門機関



公益財団法人 産業雇用安定センター



講演をする綿貫哲也氏

十月四日(金)の第三回特別セミナーは、「志望度UPを実現する魅力あるインターンシッププログラムとは？」をテーマに、株式会社マイナビ埼玉支社長の綿貫哲也氏を講師にお迎えし、大宮ソニックシティビル六〇三会議室にて開催し、三七名が参加しました。

## 「志望度UPを実現する魅力あるインターンシッププログラムとは？」を開催

### 二〇一九年度第三回特別セミナー

業継続推進機構副理事長の伊藤毅氏を講師としてお迎えし、災害対策の現状と必要な取り組みについてお話しいただきました。  
後半では、通常半日をかけて行われる災害対応模擬訓練の縮小版として模擬演習を体験し、危機意識の醸成を図りました。

ややる気を確認し、対策実施支援を国が行う仕組み。「やる気」を認定するものである。  
・防災・減災の事前対策の視点として、平常時の仕事の可視化は有効であり、仕事を見直すことは、実質的な「事業継続力強化計画」となる。  
被災後、復旧を長期化させるプロセスや要因を、標準化・外部化する事は、災害時に強く、平常時でも柔軟性と迅速性を備え持ち、競争力強化に繋がる。

が多く、一、二年生も約一割が参加している。  
調査では、約八四％の学生がインターンシップに参加した企業の採用選考を受検している。インターンシップと志望度は密接に関係してきている。  
・学生がインターンシップを探す際に重視することは、志望業界、志望企業、志望職種順に多く、次いでプログラム内容を重視す

る割合が高く、特に女子はその傾向が強い。  
・充実したインターンシッププログラムを実施するためには、実施目的やターゲット層を明確にすることが重要である。その上で、参加学生に学びや気づきを与えることが必要となる。

## 最低賃金改正 大宮駅前早朝キャンペーンを実施

九月二六日(木)に、JR大宮駅西口ペDESTリアンデッキ出入口付近で八時三〇分から九時まで、最低賃金改正大宮駅前早朝キャンペーンを実施いたしました。

最低賃金の改正発効(十月一日)に向けて、公労使のトップ(埼玉労働局 木塚局長、埼玉地方最低賃金審議会 佐野会長、連合埼玉 近藤会長、本会 石井会長)が改定最低賃金額(時間額926円)をアピールするなどの周知活動を行いました。



全体打合せの様子



ティッシュ配りをする本会の石井会長

**武蔵野銀行アプリ**

ダウンロードはこちら

グルメ・レジャー等  
お得なクーポン  
配信中!

Download on the App Store

ANDROID APP ON Google play

**武蔵野銀行**

**埼玉りそな銀行**

RESONA

りそなソーシャルメディアネットワーク

りそなグループのソーシャルメディア公式アカウントをご紹介します。

りそなグループでは、Facebook、Twitter、YouTube、LINEのソーシャルメディアを通じて、情報発信を行っています。

# 埼玉大学研究者との出会いの広場

シリーズ  
第115回

今回の内容について、ご関心・興味をお持ちの方は、下記にご連絡下さい。  
 埼経協 専務理事 廣澤 健一 ☎048-647-4100  
 FAX048-641-0924

## 研究の内容 産業への展開



### モダン・フルートによるバロック音楽の演奏法

教育学部 芸術講座 音楽分野 竹澤 栄祐 教授

突然で恐縮ですが、質問です。  
 埼玉県が世界に誇る特産品は、

何でしょうか？

答えはフルートです。

今から約60年前に、日本初のフルートメーカーが埼玉県所沢に工場を移してから、日本のフルート製作のメッカとなり、今では、かのウィーン・フィルなど世界中の一流プロ奏者によって演奏されています。

私の研究は、そのフルートの演奏法です。特に、大学院時代から30年以上研究しているのは、ヨハン・セバスティアン・バッハ（1685～1750）で有名なバロック時代の曲をどのように演奏するか、ということが研究の中心です。

バロック時代に演奏されていたフルートは、「フラウト・トラヴェルソ」と呼ばれ、現在一般的に使われているフルート（「フラウト・トラヴェルソ」に対して「モダン・フルート」と呼ばれる）の祖先になります。現在までに、このフラウト・トラヴェルソを含めたこの時代に使われていた楽器（いわゆる「古楽器」）の研究は飛躍的に進み、古楽器を使い、当時の時代の奏法に基づいた演奏

が頻繁に聞かれるようになりました。私の研究は、この古楽器演奏の研究を踏まえた上で、モダン・フルートを用いてバロック音楽をどのように演奏するのか、その場合の問題点を明らかにしながら、実際の演奏会を通して演奏法の研究を進めることです。さらに演奏だけではなく、10年以上に渡って、アジア・フルート連盟の会報では、「J.S. バッハのフルート」と題して連載することによって学術的な研究を続け、その結果を日本のみならず、韓国や中国で講演することによって、広くアジアの地域でも啓蒙活動を行っています。

演奏会のご案内

#### 埼玉大学創立70周年記念 教育学部芸術講座音楽分野教員による 第20回「音楽の贈りもの」

2019年12月22日(日)16:30開演  
 彩の国さいたま芸術劇場音楽ホール 入場料無料  
 親しみやすく、クラシックを中心とした名曲をお送りいたします。

私は、研究の中心でもあるバッハの有名な〈ブランデンブルク協奏曲 第5番 BWV1050〉や南北アメリカの音楽とクラシックが融合された曲などを演奏します。ほかに、ピアノ、声楽、ヴァイオリンの教授のほか、多数の客演者が出演します。

実は日本のフルートの製作には、最先端で高度な工業技術が用いられています。元々ヨーロッパの楽器であるフルートが日本で製作されるようになり、世界中のプロ奏者に演奏されるようになった一つの原因は、日本のものづくりの匠の技術がフルート製作とマッチングしたためだったのです。日本でのフルートの演奏人口は、ピアノに次いで第2位です。そのフルートの演奏法を研究することによって、より演奏する曲のレパートリーが増えれば、演奏人口もさらに増えることにつながるでしょう。そのことによって、日本のフルート製作の技術が高まり、ひいては日本の技術力も高まることが期待されます。

学歴・略歴

竹澤 栄祐  
 (たけざわ えいすけ)  
 東京藝術大学音楽学部器楽科フルート専攻を経て、同大学院修士課程修了。さらに博士後期課程に進み管楽器専攻としては日本で初めて博士号を授与される。過去9回、銀座・王子ホールにてリサイタルを開催。北嶋剛宏、播磨、細川順三、金昌国、P.マイゼンの各氏に師事。アジア・フルート連盟東京常任理事。東京藝術大学講師、埼玉大学教授。ムラマツフルートのホームページでは、「日本・オーストリア友好150周年特別企画 W.A. MOZART」と題し、6回にわたって連載中。  
<http://www.muramatsuflute.com/shop/c/c104012/>



### 新しい多文化共生推進のあり方とは？

～卒業後の留学生の追跡調査から～

大学院人文社会科学部 社会学領域 中本 進一 教授

「留学生30万人計画」が2008年に発表された当時、少子高齢化社会への対応策の一環として、日本の高等教育機関で教育を受け、日本社会での生活経験もある留学生の、高度人材、グローバル人材として定住、定着を促すという期待が社会的背景にありました。つまり、政策上、部分的でも、「出口（卒業から就職）」の部分で、留学生政策と多文化共生政策が交差していました。しかし、現状はというと、留学生の就職希望者のうち、3割程度しか就職できていませんし、就労希望年数においても、企業側と留学生側では大きな隔りがあることが分かってきました。外国住民の在留資格として「留学」が多いとはいえ、定住につながっていないのが現状です。昨今の入管法の改正を見ても、看護・介護分野の人材不足を、専門学校等を卒業する留学生で補おうとする動きがあり、例えば、表向きの数値は達成しても、いわゆるグローバル人材、高度人材として留学生を受け入れるはずであった計画内容そのものにも陰りが見えてきました。

一方、現状の多文化共生推進施策は、推進力に欠け、受け入れ側視点からだけの支援（外国人へ

の各種サービス提供や、資料の多言語化など）となっています。結果、行政が目指す「日本人住民と外国人住民が地域社会を支え、共に歩みづくり（例：埼玉県）」に向かう道のりは、はるかに遠いと言わざるを得ません。人材不足は世界規模で起こっており、人材獲得はまさに世界的な競争となっています。さらに、日本社会への適応という定義においても、日本人住民と外国人住民の間には大きな乖離がみられ、国の政策も外国人住民のメンタリティーを把握できておらず、受け入れ側の異文化受容という点で、課題を抱えています。

人材不足はあまりにも顕著化しており、今回の入管法の改定から期待できる増員は、焼け石に水ともいわれています。しかしながら、世界規模で流動する人材の確保には、定住に向けた法整備や、日本人社会の受入れマインドの教育も必須となります。このような課題を丁寧にクリアすることで、日本は誰にとっても魅力のある「自己実現可能な」社会となるでしょう。

学歴・略歴

中本 進一  
 (なかもと しんいち)  
 1958年生まれ。北アイオワ州立大学卒業。リーズ大学大学院国際研究修了。一橋大学講師、埼玉大学准教授を経て2008年4月から現職。埼玉県多文化共生推進委員長、埼玉県留学生交流協議会長等を歴任。専門は異文化間教育。主な論文に「多文化共生政策を視野に入れる留学生受け入れ」(JASO『留学交流』2015年7月号 Vol. 52) など。



# 「ものづくり大学」へようこそ

連載  
第96回

今回の内容について、ご関心・興味をお持ちの方は、下記にご連絡下さい。  
埼経協 専務理事 廣澤 健一 ☎048-647-4100  
FAX 048-641-0924



## 環境精密洗浄技術の可能性

総合機械学科 平井 聖児 教授

現在、精密工業製品の品質向上や均質化への要求が高まっており、より一層の高精度・低環境負荷な洗浄技術が要求されています。超音波洗浄は、汚れに対する高い剥離・分解力、洗浄工程の自動化・省略化が図れるなどの理由から、金属工業製品の生産に不可欠な洗浄技術となっています。しかし超音波洗浄は、超音波が持つ特徴である直進性のため背面部の洗浄力が弱い、洗浄剤の併用や汚れの液中分散による排水処理費用や水への環境負担、発生周波数や出力電力によって被洗浄物にキャビテーションダメージが生じる等の欠点があります。一方、環境に優しいマイクロバブル洗浄は狭小部への浸透力が大きいなどの特徴があるものの、マイクロバブル単独による洗浄は、気泡の低い送圧や小さな浮力に頼ることになるため、汚れを完全に除去するだけの効果的な精密洗浄を行うことは困難となっています。本研究室では、超音波洗浄と環境に優しいマイクロバブル洗浄を補える洗浄方法の1つとして超音波音場でのマイクロバブル洗浄を提案しました(図1参照)。

平板と溝つき試料を用いて、超音波音場でのマイクロバブル洗浄、超音波洗浄、マイクロバブル洗浄の比較をした結果、マイクロバブルは超音波洗浄で不足する洗浄効果を補うこと、さらには超音波の周波数が低いほど洗浄効果が高いことが明らかになりました。次世代の精密工業製品にとって環境に優しい精密洗浄技術の可能性が確認されました。

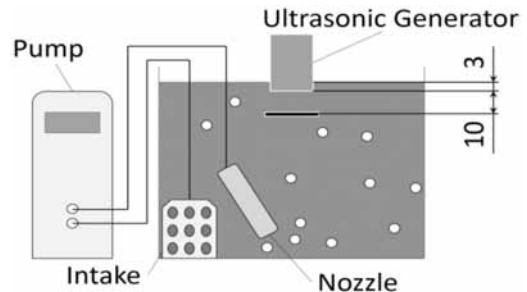


図1 超音波音場でのマイクロバブル洗浄(ものづくり大学クリーンルーム設置)

平井 聖児(ひらい せいじ) 教授・博士(工学) 東京都立大学大学院修士修了、(株)ニコン生産議技術本部などを経て、2009年よりものづくり大学教授、現在に至る。専門分野: ナノ・マイクロ形状創成技術など(連絡先: 048-564-3843)



## 「各種の製品開発に関わって」

建設学科 大塚 秀三 教授

当研究室では、コンクリート工学をベースとして、施工的な観点を加味しつつ建築材料に関する研究活動を展開しています。これまでも従前の建築材料学の枠組みに囚われず、建築家および企業との協働や、他大学または学際的な研究体制で取り組むことが多かったのですが、特にここ数年は幾つか企業と協働して製品の開発に携わることが多くなっています。本稿では、2つの開発事例をご紹介します。

### 1) 止水性を高めた埋設コーンの開発(写真1)

コーンとは、コンクリートを打ち込む際の鑄型の役目をする型枠に取り付ける小型の治具です。コーンは通常コンクリートが硬化してから型枠と同時に取り外しますが、そのままコンクリートの中に埋設させるタイプ(埋設コーン)のものがあります。埋設コーンは、コーン周囲から水や気体が透過しないように工夫されている製品が多いですが、実際には透過してしまう例があり、結果としてコンクリートに内在する鉄筋の腐食を生じさせることがあります。これを抑制するために、コーンの周囲に複数の突起を設けた埋設コーンを開発しました。開発した埋設コーンの水や気体の透過性を確認したところ、従来の市販品に比べて飛躍的に性能向上を果たすことができました。これを踏まえて、特許出願するとともに国土交通省・新技術情報提

供システム(NETIS)に登録し、現在では幾つかの土木工事に採用されるに至っています。

### 2) はっ水性を付与した防蟻剤の開発

木造建築物の柱や梁に使われる木材は、長期間使用していると徐々に劣化を生じます。劣化には様々な種類がありますが、高温多湿のわが国においては、シロアリによる食害が問題となることがあります。これを防止するために、ホウ酸を防蟻剤として使うことがあります。しかし、ホウ酸は水によって溶脱しやすいため、長期に渡る効果の持続性に難点がありました。これを固定化させる化合物を加えることによって溶脱を抑制するとともに、はっすい効果を付加することによって水の影響をキャンセルできる防蟻剤を開発しました。これを踏まえて、国土交通省・新技術情報提供システム(NETIS)に登録しました。

以上、本稿では2つの事例を紹介しましたが、いずれも建築分野ではなくプラスチック成形や化学系の企業との学際的な取り組みになります。建築分野のニーズを他産業との協働によって解決する試みと位置づけています。この他にも現在進行形の幾つかの事例もありますが、今後機会があればご紹介したいと思います。



写真1 開発したコーンの外観(上段)と使用例(下段)

大塚 秀三(おおつか しゅうぞう) 教授、博士(工学) / 川口通正建築研究所を経て、日本大学大学院理工学研究科博士後期課程建築学専攻修了。所属学会: 日本建築学会、日本コンクリート工学会、日本建築工上学会、日本材料学会(連絡先: 048-564-3849 / otsuka@iot.ac.jp)

## 埼玉大学学生フォーミュラ(FPSU) 第17回学生フォーミュラ日本大会2019 Formula SAE Japanに参戦



第17回学生フォーミュラ日本大会集合写真



アクセラレーション走行の様子

八月二十七日(火)から三十一日(土)に、静岡県小笠山総合運動公園で開催された第17回学生フォーミュラ日本大会2019 Formula SAE Japanに、本会がスポンサーとして支援している埼玉大学学生フォーミュラ(FPSU)が参戦し、総合順位十二位となり日本自動車工業会会長賞を受賞いたしました。

埼玉大学学生フォーミュラ(FPSU)は、学生自らがフォーミュラカーを構想、設計、製作し、実



スポンサー60社一覧

きながら、大会に参戦し、昨年度の総合順位四二位を大幅に上回る結果となりました。

本会は今後も、埼玉大学学生フォーミュラ(FPSU)に支援をし、学生のモノづくりへの情熱の後押しをしていきたいと考えております。

実際に大会に出場するというモノづくりの総合力を競う活動を行っています。当初は、数名の有志が集まって始めた活動が、現在は二〇名ほどのメンバーで活動しています。埼玉県内を中心に六〇社の団体、企業の支援をいただ

## 「第一種・第二種衛生管理者受験対策講座」を開催

労働安全衛生法により、常時五〇人以上の事業場では、衛生管理者の設置が義務付けられています。有資格者の異動などで不在期間が生じないよう、あらかじめ複数の従業員に資格を持たせておくなど、柔軟に対応できる体制を整えておくことも重要です。

そこで、九月一九日(木)、二〇日(金)、受講者合格率八六・二%の実績を誇る株式会社ウェルネットと



講演する柴田 珠美氏

共催で、同社専任講師の柴田珠美氏をお迎えし「第一種・第二種衛生管理者受験対策講座」を開催いたしました。

当日は大宮ソニックシティ市民ホールにて開催し、六三名の方が参加しました。

本講座では、試験範囲を重点整理したテキストを用い、関係法令など頻出分野を中心に講義を行いました。応用問題に対応できるように基礎からの理解を促し、覚えやすい語呂合わせを使った学習法の紹介もありました。過去問題に触れながら、出題傾向や最近改正された分野について詳しく解説があり、二日間合格レベルまで到達できる充実した講義内容となりました。

## 令和元年度 働く女性応援講座

埼玉県女性キャリアセンターと本会との共催で、令和元年度働く女性応援講座をWith youさいたまにおいて開催しました。各講座ではグループワークなどを通して、受講生同士の意見交換も活発に行われ、様々な気づきや学びを得る機会となりました。

### ◇各講開催結果

・「チーム力を高めるコミュニケーション術」(講師：早川優子氏) 八月二〇日(火)開催・十八名参加

・「アサーティブ・コミュニケーション」(講師：河崎理恵子氏) 八月二十四日(土)開催・二一名参加

・「タイムマネジメント」(私の働き方改革) (講師：喜多朋子氏) 八月二十八日(水)開催・二七名参加

・「女性リーダー養成」(講師：早川優子氏) 九月三日(火)開催・二一名参加

・「相手に伝わる話し方」(講師：能勢みゆき氏) 九月十八日(水)開催・二八名参加

・「効率的な仕事の進め方」(講師：能勢みゆき氏) 九月二十六日(木)開催・二六名参加

## 令和元年度共同募金に係る街頭募金奉仕活動に石井会長が参加



募金活動

十月一日(火)に赤い羽根をシンボルとした共同募金運動の開始を告げる街頭募金活動が行われ、当会からは石井会長が参加し協力を呼びかけました。今年度の募金運動は「地域から孤立を無くそう」をテーマに、令和二年三月三十一日(火)まで活動が行われ、集められた募金は、様々な社会課題を解決するための活動に役立てられます。



## 新入社員フォローアップ研修を開催

職場の戦力として、周囲から期待される実力を身につける

一〇月三日・四日大宮ソニックシティにおいて、新入社員フォローアップ研修を開催し、総勢一〇〇名の方が参加されました。

入社後半年が経ち、職場や仕事にも少しずつ慣れ、戦力として大きく期待される一方で、色々な疑問や不安を抱くようになってきたり、慣れからの気持ちの緩みが生じたりするこの時期に「入社後の仕事を振り返り、より良い仕事を遂行するための考え方やスキルを学び、今まで以上に積極的に仕事に取り組めるよう意欲の向上を図る」ことを目的に、様々な課題に取り組みました。

### ◇プログラム

- ・入社後の職場生活を振り返り、見直しを図る
- ・仕事を円滑にするためのコミュニケーションとチームワークの重要性を理解する
- ・効率的な仕事をするための基本を習得する
- ・職場で期待される心構えと役割の再確認する
- ・正しいビジネスマナーの知識と



講義する古澤美奈子講師

ビジネススキルを再確認する  
今後の挑戦課題と目標設定を考える

りそな総合研究所パートナー講師 古澤美奈子氏による講義は、グループワーク・グループ討議形式の参加者体験型で進められ、グループ内の異業種メンバーと「体験と振り返り」を重ねる中で気づいたことを、職場での具体的な実践に繋げることを狙いとしています。

午前中の「職場生活の振り返り」では、それぞれの入社後の経験を「失敗談・苦労話・嬉しい経験・工夫点」としてグループ内で共有、討議しました。

また、午後のグループワーク「職場で期待される心構えと役割の再確認」では、ゲーム参加を通じて「トップ・中間管理職・部下」の役割を間接的に疑似体験することで、積極的な取り組み姿勢と職場の中のコミュニケーションの重要性、特に「報告・連絡・相談の重要性」に関して学びました。

続く「ビジネスマナーの振り返り」ではテスト形式によって「言葉づかい・電話応対・お辞儀の仕方・名刺交換・来客対応・訪問時のマナー」を改めて確認しました。そして最後の「今後の挑戦課題と目標設定を考える」では「私の宣言書」として「会社から期待さ

れること・自分の長所短所・3年後の目指す姿・自己啓発の具体的な内容・この研修で学んで明日から具体的に始めること」といった項目をまとめ会社に提出する、という課題が出され、実際にグループ内で「明日からの取組み」を宣言し、全プログラムが終了しました。

参加者からは、  
・今までの仕事の進め方を色々な面から見直すことができた。他の参加者の工夫している点聞き、自分でもいかせる点がたくさんあった。  
・質問力やコミュニケーションの重要性を学ぶことができた。  
・教育ゲームでは、自分の指示待ちになりがちなどところをしっかりと反省し見直す良い経験となりました。

・業種の違う方の意見や考え方を知ることができ、とても参考になりました。また刺激を受けた。他企業の方との交流がとても貴重でした。といった感想が出されるなど、貴重な「振り返りの場」となりました。



総勢13社100名が参加した

## 転勤命令と治療と仕事の両立支援

弁護士 安西 愈

### 人事異動は会社の命令が原則

わが国では、一般に、雇用契約は、使用者に包括的に職種や勤務場所の決定変更権限を委ねて雇用されるのが通例であり、経営上の必要に応じて労働者に人事異動を命令することができる。すなわち、「業務上の必要性が存しない場合又は業務上の必要性が存する場合であっても、当該転勤命令が他の不当な動機・目的をもってなされたものであるとき若しくは労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものである」とき等、特段の事情の存する場合でない限りは、当該転勤命令は権利の濫用になるものではないといふべきである。

### ポイント労働法

右の業務上の必要性についても、当該転勤先への異動が余人をもっては容易に替え難いといった高度の必要性に限定することは相当でなく、労働力の適正配置、業務の能率増進、労働者の能力開発、勤務意欲の高揚、業務運営の円滑化など企業の合理的運営に寄与する点が認められる限りは、業務上の必要性の存在を肯定すべきである。」(昭六一・七・一四最高裁二小判決)との判例の立場が企業社会の人事上の取扱いともなっている。

### 社員の健康と人事異動

この場合、社員が疾病に罹患するなど、健康管理上当該転勤命令により、転勤することについて健康不安があるでも、それが私的疾疾病である限り、前

記の原則によりそれが社員にとって「通常甘受すべき程度を著しく超える不利益」となるか否かで判断される。したがって、通常予想されるような損害、苦痛をこえて、極めて著しい状況となる場合には正当な転勤拒否理由となる。これは、重病人をかかえていたりする労働者家族の生命、身体の危険にかかわる場合(昭四三・八・三一東京地裁判決、日本電気事件)が多く、ほかの理由によるものは、あまり認められていない。

### 治療と仕事の両立支援

「働き方改革」施策では、「病気の治療と仕事の両立支援」が掲げられ、そのため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」が発表された(平三一・三三)。

それによると、「事業場による両立支援の取組の位置づけ」として、労安衛法では、事業者による健康診断結果について、就業上の措置規定が定められている。それらを踏まえ、その労働者の疾病の種類、程度、産業界等の意見を勘案してできるだけ業務の軽減、作業時間の短縮その他の必要な措置を講ずることによって就業の機会を失わせないようにし、止むを得ない場合に限り禁止する趣旨であり、種々の条件を十分に考慮して慎重に判断すべきものであるとしている。

「働き方改革」の立場から「治療と仕事の両立のために必要となる一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、労働者の健康確保対策等として位置づけられる。」とされ、このような観点から、今後は転勤などの人事異動においても、それが本人の健康との関係での両立支援の対応が必要となると思われる。

## 青年経営者部会 九月例会開催

### 「先輩経営者に学ぶシリリーズ」第七弾 株式会社エイムデリカ企業訪問と講演会

九月一八日に青年経営者部会の七月例会を開催し一三名が参加しました。

今例会は「先輩経営者に学ぶシリリーズ」の第七弾で、株式会社エイムデリカを訪問し、代表取締役社長 栗田美和子氏による講演を拝聴し、その後工場見学と懇親会を実施しました。

株式会社エイムデリカは、生麺・ゆで麺の製造販売からスタートし、各コンビニエンスストアの店舗拡大と共に、調理麺に特化して事業を拡大され、今年で創業七一年を迎えられました。「麺とデリカの新しい食文化を創造する」を経営理念に、ビジョンとして「食から新しい幸せなコミュニティを創る」、ミッションとして「身近で笑顔あふれる楽しい食卓提供」を掲げ、商品づくりをされています。また、特例子会社や認可保育園、外国人雇用等、様々な取り組みをされています。

#### 講演会概要

「多様性を生かした強靱な経営」



講演をされる株式会社エイムデリカ代表取締役 栗田美和子氏

「誇りの持てる会社づくり」

「誇りの持てる会社づくり」に関して学ぶ」と題して、これまで現在の取組みに関して、また経営理念や社員教育に対する思いに関してお話しいただきました。

参加したメンバーからは、特に「商品創りの重要成功要因を従業員と共有する」取組みが印象に残ったという感想が出ました。

商品創りの3つの重要成功要因

- ・ 不の解消をする商品創り（生活者がこんな商品があったら欲しいと思う食の場面を創造し、常に今までになかった食品をつくる）
- ・ 感動分岐点を超える商品創り（お客様に価格より美味しいと思っていただけの食品を常につくる）
- ・ 1/1の商品創り（全てのつくる商品が一人ずつのお客様に安全・安心・安定な食品をつくる）

#### 工場見学

その後は「麺を粉から造ることのできる特徴ある物業業」を目指した製麺工場を見学しました。

併せて「多様性を生かした強靱な会社づくり」に関する取組みとして、特例子会社「スマートFun」、認可保育園「kuritaのんな」の施設を見学しました。講演でお話しいただいた取組み等を随所に感ずることができた貴重な

見学となりました。続く懇親会には、デイスカッションでもご対応いただいた専務取締役栗田慶太郎氏にご同席いただきました。活発な意見交換を通じてクリタエイムデリカ様の取組みへの理解を更に深めることができ、参加者一同にとって大変貴重な学びの機会となりました。



工場見学前の集合写真



工場見学後の専務取締役 栗田慶太郎氏とのディスカッション

## 埼玉県の最低賃金

(令和元年度)

埼玉県最低賃金	時間額 (円)	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用される。	発効日
	<b>926</b>		<b>元.10.1</b>
特定(産業別)最低賃金	時間額 (円)	適用除外労働者(上記の「埼玉県最低賃金」が適用される)	発効日
非鉄金属製造業 (非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。)	<b>944</b>	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4. 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	<b>元.12.1</b>
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。)	<b>951</b>		
輸送用機械器具製造業 (産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業及びその他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く)を除く。)	<b>961</b>		
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	<b>959</b>		
自動車小売業 (二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。)	<b>957</b>		<b>元.12.1</b>

- (注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。  
 2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが実質的に適用されます。  
 3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。  
 4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法  
 ・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。  
 ・月給等の場合は、所定内賃金から3手当(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。  
 5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特別許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

埼玉労働局



コバトン

# 埼玉県からののお知らせ

## 各種資金需要に対応した県中小企業制度融資の御案内

### ○事業資金（短期貸付）

賞与支払や仕入れ等のための短期運転資金として御利用いただけます。利率は年1・1%以内（信用保証なし融資は年1・5%以内）で、限度額はそれぞれ2千万円です。

### ○経営あんしん資金

最近3か月の売上高や利益率が前年同期と比較して減少している、又は今後減少する見込みの場合に御利用いただけます。利率は年1・3%以内、限度額は5千万円です。

### ○借換資金

県制度融資の毎月の返済負担を軽減し、経営の安定や改善を図りたい企業向けの資金です。（新規運転資金の追加もできます。）

利率は金融機関所定利率、限度額は1億円（既往借入金、新規運転資金及び借換え時に支払う信用保証料相当額の合計の範囲内）です。

※融資にあたっては金融機関及び信用保証協会の審査があります。※別途、信用保証料が必要です。  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoysushi/>

### ○問い合わせ先

地元の商工会議所又は商工会  
県金融課  
(048-830-3801)

## 働き方改革関連法に関するセミナー付き企業向け無料相談会の御案内

平成31年4月から順次施行されている働き方改革関連法に関するセミナーと同法に関する皆様の疑問に社会保険労務士が無料でお答えする相談会を開催しています。

### ○セミナー内容

- 働き方改革関連法基礎講座
- 同一労働・同一賃金
- ダイバーシティ
- 企業の事例紹介及び生産性向上の取組

### ○相談内容の一例

- 社員とパートの賃金を決めるにあたり、職務内容等の違いをどのように評価すればよいか
- 有給休暇取得を希望する人としていない人がいるがどうしたらよいかなど

### ○日時・会場

- ①12月3日(火)  
13時30分から16時50分まで  
川口メディアセブン
- ②1月22日(水)  
13時30分から16時50分まで  
大宮ソニックスティ

### ○問い合わせ先

県ウーマノミクス課  
(048-830-3960)  
埼玉新聞社クロスメディア局  
セミナー付き相談会事務局  
(048-795-9932)

## 埼玉県立高等技術専門校の訓練生を採用しませんか

埼玉県立高等技術専門校（6校1分校）では、実技中心の訓練によって、現場に必要な知識・技術を身に付けた人材を育成しています。即戦力として、活躍が期待できます。

### ●訓練分野（取得している技術）

- 機械加工系（NC旋盤等）
- 金属加工系（板金・溶接等）
- 情報系（プログラミング・システム設計等）
- 電気系（電気設備工事等）
- 空調系（冷凍・空調機器工事等）
- ビル管理系（ビル設備保守等）
- 自動車系（自動車整備）
- 建築系（建築大工等）
- 木工芸系（家具・建具製造等）
- 介護系（実務者研修修了）
- 障害者対象訓練（事務・介護技術等）

### ●求人票の提出について

- 求人票（埼玉県のHPから入手できます）に必要事項を御記入の上、専門校に郵送、Fax又は持参
  - 埼玉県電子申請システムで、必要事項を入力
- 「HPはこちら」  
「求人申込・高等技術専門校について」



### ○問い合わせ先

県産業人材育成課  
(048-830-4598)

## 「彩の国はたらく情報館」で貴社の魅力を紹介しませんか？

県では、県内企業の魅力を広く発信する情報サイト「彩の国はたらく情報館」(<http://www.city.ne.jp/taataraku>)を運営しています。本サイトでは次のことが行えます。

- ①学生や求職者の方に貴社の魅力を紹介

「埼玉県内企業魅力紹介システム」に登録すると、企業概要とともに、貴社で働く面白さやインタビュの取組など、貴社の情報を掲載することができます。掲載料は無料です。

### ②在職者向けスキルアップ講習の検索

従業員の方のスキルアップのため、県内で行われている様々な講習やセミナーを検索することができます。貴社の情報発信に本サイトを御活用ください。



### ○問い合わせ先

県産業人材育成課  
(048-830-4601)

## 労働セミナーの受講者を募集しています

県では、労働法や労働関係の身近な問題についてのセミナーを県内各地で開催しています。

現在、「対策必須！職場でのハラスメント防止講座」と題したセミナーの受講者を募集中です。

- 日時 12月23日(月) 14時00分～16時00分
- 場所 新都心ビジネス交流プラザ（北与野駅から徒歩約1分）

### ○内容

- 各種ハラスメントの概要および法改正の内容
- 企業が今後対応すべき実務上のポイント
- ハラスメントの実例と対処法

### ○問い合わせ先

県雇用労働課  
(048-830-4518)

## 子育て・介護・病氣治療と仕事の両立支援アドバイザーを派遣します

埼玉県では働き方改革を推進するため、県内の企業で働く社員の皆様が子育て・介護・病氣治療と仕事の両立に悩んだ時、離職せずに仕事を継続していくための支援をする企業の取組を後押ししています。

社会保険労務士の資格を持つ相談員が埼玉県内の企業に出向き、職場環境を整備する上でのアドバイスや社員向けのセミナーを行います。

- 対象 埼玉県内に事業所がある企業及びその社員
- 費用 無料
- 派遣日時 毎週火曜日 10:00～16:00（※曜日・時間は応相談）

### ○問い合わせ先

県雇用労働課  
(048-830-4518)

# 事業だより

- 一〇月三日～一月二九日
- 一〇・三・四 新入社員フォローアップ研修(ソニックシティ)
- 一〇・四 第三回特別セミナー(ソニックシティ)
- 一〇・二八 ウーマノミクス推進委員会(ソニックシティ)
- 一一・五 第一回産業教育委員会(県立春日部工業高校)
- 一一・六 第二回産業教育委員会(さいたま市立大宮国際中等教育学校)
- 一一・八 秋季中部地区協議会(埼玉県環境科学国際センター)
- 一一・一二 秋季北部地区協議会(ものづくり大学)
- 一一・一四 年末調整実務セミナー(ソニックシティ)
- 一一・一九 第二回CSR委員会(ソニックシティ)
- 一一・二〇 第一回トップセミナー(ソニックシティ)
- 一一・二六 第一回特別セミナー(ソニックシティ)
- 一一・二九 第四回産業教育委員会(県立熊谷商業高校)

## 告知版

### ★第四回トップセミナー

日時 二月二四日(火)一四時～一

会場	ソニックシティ
内容	夏の甲子園決勝へ延長一八回再試合で学んだこと
講師	日本女子プロ野球リーグスパーバイザー太田幸司氏(元青森県立三沢商業高校・近鉄バファローズ投手)
日時	一月九日(木)一三時三〇分～一七時
会場	パレスホテル大宮
内容	特別講演・パーティー
講演	今の日本にどのような人材が必要か
講師	開成中学校・高等学校校長・東京大学名誉教授工学博士柳沢幸雄氏
日時	一月二一日(火)一三時三〇分～一六時三〇分
会場	ソニックシティ
内容	財務諸表の読み解き方、仕事に役立つ会計スキルを「簡単」に身につける
講師	公認会計士 川口宏之氏
日時	一月三〇日(木)一三時三〇分～一六時
会場	株アルビオン
内容	目的意識を持ち、仲間意識を育む働きやすい職場視察

### ★第三回CSR委員会

会

## 11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、政府が管理運営している強制加入の保険制度です。

労働者が業務上負傷した場合、労働者が失業した場合等に必要な保険給付を行っています。

労働保険は、原則として、労働者を一人でも雇用していれば、加入手続きを行い、労働保険料を納めなければなりません。

まだ加入されていない事業主の方は、速やかに加入手続きを行うようお願いいたします。

なお、手続指導及び加入勧奨によっても自主的な加入手続きを行わない事業主に対しては、強制的な加入を含めた対策を実施しています。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所または埼玉労働局労働保険徴収課(048-600-6203)におたずねください。

## 国からのお知らせ

## 12月1日～31日は「国家公務員倫理月間」です！

国家公務員倫理審査会では、毎年、国家公務員倫理週間を設け、様々な啓発活動を行っていますが、本年度は、国家公務員倫理審査会創立20年の節目であること、昨今の公務員倫理をめぐる情勢等を踏まえ12月1日(日)～12月31日(火)を『国家公務員倫理月間』とし、各種啓発活動を実施することといたしました。

企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。

企業と「利害関係」(契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等)のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法違反に問われます。

- ・金銭、物品等の贈与をすること
- ・車による送迎など無償のサービスを提供すること
- ・応接待をする(「割り勘」による飲食は可能)

これらの行為のほかにも禁止される行為があります。

詳細は、国家公務員倫理審査会ウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.jinji.go.jp/rinri/>

また、「利害関係」がない場合でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、応接待や財産上の利益の供与を行うと、それを受けた国家公務員が倫理法違反に問われます。

具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は倫理審査会にお問い合わせください。

なお、国家公務員倫理法令に反すると疑われる行為に気付かれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

### ◆公務員倫理ホットライン◆

【電話】 03-3581-5344

(土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15)

<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.html>

※通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

《担当》 国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

電話(代表): 03-3581-5311

埼経協ニュース四一三号  
2019年11月25日発行  
さいたま市大宮区桜木町一七五・一七八  
ソニックシティビル九階  
発行所 法人 埼玉県経営者協会  
発行人 廣澤健一  
編集人  
印刷所 望月印刷株式会社  
さいたま市中央区阿弥五八三六  
電話(048)607-4000